

令和 7 年 7 月 4 日
総合政策局社会資本整備政策課

「国土交通省 PPP サポーター」の募集を開始します！

～PPP/PFI に取り組む地方公共団体や地域企業等をサポート～

国土交通省では、地方公共団体や地域企業等が、国土交通省の所管分野における PPP/PFI に円滑に取り組めるよう、PPP/PFI 事業について豊富な実務経験や知識を有する者と連携し、相談体制を構築しています。

今般、「国土交通省 PPP サポーター」として、この活動にご協力いただける方を募集します。

1. 応募資格

応募者は、国土交通省 PPP サポーター制度要綱(以下「要綱」という。)を満たす地方公共団体等及び民間企業等に所属する者、又は、学識経験者とし、所属組織内及び所属組織外の両者から推薦を受けた者としてします。

なお、「PPP/PFI 総論」及び、国土交通省の所管分野である「公園・空港・上下水道・道路・住宅・港湾・河川・スモールコンセッション」のいずれかに係る豊富な実務経験や知識を有する者とします。

2. 募集期間

令和7年7月4日(金)～令和7年7月25日(金)17:00 必着

3. 応募方法

応募要領及び要綱を基に、下記提出先まで、Eメールにて、ご提出ください。

4. 今後のスケジュール(予定)

7月14日(月)～8月8日(金)：順次、応募者へヒアリング

8月下旬：認定

9月1日(月)：活動開始

5. その他

現在活動している PPP サポーターはこちらからご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-6-2.html>

※PPP(Public Private Partnership)とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI(Private Finance Initiative)など、様々な方式があります。PFI とは、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことを示します。

【問い合わせ先・提出先】

総合政策局 社会資本整備政策課 小林、高木

TEL：03-5253-8111（内線 24224、24226）、03-5253-8981（直通）

E-mail：hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp（※メール送付の際は「Σ」を「@」に変えてください。）

「国土交通省 PPP サポーター」 応募要領

1. 応募資格

応募者は、国土交通省PPP(Public-Private-Partnership)サポーター制度要綱(以下「要綱」という。)を満たす地方公共団体等及び民間企業等に所属する者、又は、学識経験者とし、所属組織内及び所属組織外の両者から推薦を受けた者とします。

2. 推薦者

推薦者は、所属組織内及び所属組織外の2名が必要であり、所属組織外の推薦者については、国の行政機関、地方公共団体、民間企業、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体等、PPP/PFI事業の推進に取り組む団体又は法人に所属する者とします。

3. 応募書類

「要綱」を元に、当課 HP に掲載されている下記書類に必要事項を記入の上、参考資料を含めて、Eメールにてご提出ください。

- ①申請書(別紙1, 2を含む)
- ②暴力団排除に関する誓約書
- ③PPP サポーター紹介票
- ④要件を満たしていることを裏付ける参考資料

※「要件を満たしていることを裏付ける参考資料」とは、「応募者の氏名及び役割が記載された資料」を示す。

(例:テクリス・コリンズ・契約書・業務計画書・施工計画書・委員会名簿の写し等)

※地方公共団体に所属する者について、該当するものがあれば提出

【掲載ページ】

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-6-2.html>

4. 募集期間

令和7年7月4日(金)～令和7年7月 25 日(金)17:00 必着

5. 今後のスケジュール(予定)

7月14日(月)～8月8日(金)： 順次、応募者へヒアリング

※推薦者にご連絡する場合もございます。

8月下旬： 認定

9月1日(月)： 活動開始

6. 提出先

総合政策局 社会資本整備政策課 小林、高木

TEL:03-5253-8111(内線 24224、24226)、03-5253-8981(直通)

E-mail:hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp

(※メール送付の際は「Σ」を「@」に変えてください。)

国土交通省 P P P (Public-Private-Partnership) サポーター 制度要綱

1. 目 的

本要綱は、国土交通省が P P P / P F I の普及・啓発を効率的かつ効果的に推進する、P P P / P F I 事業に係る豊富な実務経験や知識を有する者を、国土交通省 P P P サポーター（以下「P P P サポーター」という。）に認定するとともに、当該 P P P サポーターが行うべき活動等について必要な事項を定め、P P P / P F I の推進に寄与することを目的とする。

2. P P P サポーターの役割等

【国土交通省 P P P サポーターに求めるもの】

- ① P P P / P F I の推進を図ろうとする地方公共団体や地域企業等に対して知見・ノウハウを伝達するなど普及・啓発を行うこと
 - ・地方ブロックプラットフォーム、スモールコンセッションプラットフォームや地方公共団体や地域企業等が主催のセミナー・研修・イベント等における講師、グループディスカッションにおけるファシリテーターとして登壇すること
- ② P P P / P F I の推進を図ろうとする地方公共団体や地域企業等に対して個別に相談・助言対応を行うこと
 - ・地域プラットフォームその他地方公共団体や地域企業等の求めに応じた、P P P / P F I 事業の推進に関する助言・相談対応すること
- ③ ①②のほか、国土交通省関係のサウンディング、セミナー、イベント、アンケート等への積極的な参加や広報を行うこと
- ④ 上記に係る取組について、国土交通省が別途定める様式（報告書）により、活動状況を報告すること

【国土交通省が P P P サポーターに提供できるもの】

- ① P P P サポーターの名称
- ② P P P サポーターについての、地方ブロックプラットフォームやスモールコンセッションプラットフォーム等に参画する地方公共団体及び民間企業等への周知
- ③ 国の政策動向や国土交通省所管の補助金等の情報

3. PPPサポーターの要件

以下の①を満たすとともに、②と③のいずれかに加え、④と⑤の事項を満たす地方公共団体等及び民間企業等※に所属する者、又は、学識経験者とする。

- ① 「PPP／PFI総論」及び、国土交通省の所管分野である「公園・空港・上下水道・道路・住宅・港湾・河川・スモールコンセッション」のいずれかに係る豊富な実務経験や知識を有する者であること（複数分野可）

なお、スモールコンセッションについては、スモールコンセションプラットフォーム会員であること

- ② 上記①の分野について、下記のいずれかを満たしていること
- ・過去5年間で、PPP／PFI事業やPPP／PFIに係る導入可能性調査、アドバイザー業務等（以下「PPP／PFI事業等」という。）において、2件以上（過去所属していた組織での経験も含む）に関わったことがある
 - ・先導的なPPP／PFI事業に関わったことがある
- ③ PPP／PFI事業等の普及啓発のため、他の参考となる成果（各種講演・セミナー、書籍執筆等）をあげていること
- ④ PPPサポーターは、活動して入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に基づき適切に取り扱うこと
- ⑤ 別紙の情報セキュリティを留意すること

※地方公共団体等：国、地方公共団体、独立行政法人、公共組合等

民間企業等：株式会社、合同会社、社団法人、財団法人、NPO法人等

4. PPPサポーターの募集及び認定等

1) 応募資格

- ① 「3. PPPサポーターの要件」の要件を満たす者とする。
- ② 所属組織内及び所属組織外の両者から推薦を受けた者とする。また、所属組織外の推薦者については、国の行政機関、地方公共団体、民間企業、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体等、PPP／PFI事業の推進に取り組む団体又は法人に所属する者とする。

2) 欠格条項

次に掲げる者は、認定を受けることができない。

- ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ・PPPサポーターの認定を取り消された日の属する年度の末日から3年経過しない者。
- ・国土交通省から認定されていないにも関わらずPPPサポーター又はこれに類する地位を名乗った者

3) 審査

P P Pサポーターの認定に係る審査にあたっては、提出された申請書類に基づき、「2) 欠格条項」に該当しないことを確認したうえで、「3. P P Pサポーターの要件」を満たしているかを判断する。

4) P P Pサポーターの認定・公表

「3) 審査」の結果、「3. P P Pサポーターの要件」に適合していると認められる場合は、P P Pサポーターとして認定する。

なお、P P Pサポーターとして認定したときは、その旨を当該P P Pサポーターに通知するとともに、国土交通省HPにおいて公表する。

5) 認定期間

認定した日から2年とする。ただし、認定の取り下げの申出があった場合はこの限りではない。

P P Pサポーターは、認定期間の末日時点で、「3. P P Pサポーターの要件」を満たし、かつ「2」欠格条項」に該当しない場合は、「4. P P Pサポーターの募集及び認定等」の手続きによらず、「更新申請書」により申請し、認定を受けることができる。

ただし、サポーターとしての活動が不十分な場合は、次の更新申請時に更新の可否について考慮する。

6) 認定の取り消し・公表

国土交通省は、P P Pサポーターが次のいずれかに該当する場合、「5) 認定期間」内であってもP P Pサポーターの認定を取り消すことができる。P P Pサポーターの認定を取り消したときは、その旨を本人に通知するとともに、国土交通省HPにおいて公表する。

- ① 認定の応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ② 「3. P P Pサポーターの要件」のいずれかを満たさなくなった場合
- ③ 「2) 欠格条項」に該当するに至った場合
- ④ 認定に基づく活動を適切に実施していない場合、又は同活動を適切に実施することが困難となるおそれ等がある場合
- ⑤ P P Pサポーターから認定の取り下げの申出があった場合

5. その他

1) 個人情報の取扱

国土交通省は、入手した P P P サポーター及び申請を行った P P P サポーターから取得する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）に基づき適切に取り扱う。

2) 留意事項

- ・ P P P サポーターとしての活動等は各者の責任において行うものとする。
- ・ P P P サポーターの活動等に要する費用については、P P P サポーター各者が負担するものとする（国土交通省から費用を支払うことはしない。）。

以上

情報セキュリティに関する留意事項

1. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

P P Pサポーターは、活動において情報セキュリティを確保するための体制を整備する。

2. 意図せざる変更が加えられないための管理体制の整備

P P Pサポーターは、活動において意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備するとともに、当省の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを示すこと。

3. 取り扱う情報の秘密保持等

活動のため、国土交通省から提供する情報その他当該活動の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。

また、本活動終了時は、P P Pサポーターは当該情報を国土交通省へ返却、抹消又は廃棄を確実に行うこと。

4. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本活動の遂行においてP P Pサポーターに提供し、又はP P Pサポーターによるアクセスを認める情報について、外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティ侵害が起き又はそのおそれがある場合には、速やかにこれを国土交通省に報告する。

5. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の通知

本活動の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、国土交通省は、P P Pサポーターに対して以下の報告を求める場合がある。

(1) P P Pサポーターに求める情報セキュリティ対策全般につき報告を求める場合

1. ～4. において求める情報セキュリティ対策の実績

(2) P P Pサポーターに取り扱わせる情報の秘密保持等に係る報告を求める場合

P P Pサポーターに取り扱わせる国土交通省の情報の秘密保持等に係る管理状況

6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本活動の遂行において、P P Pサポーターにおける情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を国土交通省が認める場合には、P P Pサポーターは、国土交通省の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を採る。